

高知県薬物乱用防止啓発事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県薬物乱用防止啓発事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、各地域の薬物乱用防止活動を積極的に推進し、若年者層から高齢者層まで幅広く地域住民に対し薬物乱用防止に関する知識の普及に努め、県民総ぐるみで薬物乱用のない明るく健康な社会環境づくりを推進するため、高知県薬物乱用防止推進連合協議会（以下「連合協議会」という。）が行う次に掲げる事業（以下「補助事業」という。）に要する経費に対して予算の範囲内で補助するものとする。

- (1) 各地区薬物乱用防止推進協議会（以下「地区協議会」という。）と連携して実施する薬物乱用防止活動に関する事業
- (2) 地区協議会並びにその会員の指導及び育成に関する事業
- (3) 連合協議会及び地区協議会の運営に関する事業
- (4) 関係機関、団体等との連絡及び協議に関する事業

(補助額)

第3条 前条に規定する補助事業の補助額は、定額とし、予算の範囲内で補助する。

(補助金の交付の申請)

第4条 規則第3条第1項の補助金等交付申請書の様式は、別記第1号様式によるものとし、これに次に掲げる書類を添えて、知事が別に定める日までに、知事に提出しなければならない。

- (1) 別記第2号様式による事業計画書
- (2) 別記第3号様式による経費所要額調書
- (3) 別記第4号様式による収支予算書

(補助金の交付の決定)

第5条 知事は、前条の規定による申請が適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、連合協議会に通知するものとする。ただし、当該申請をした者が別表に掲げる事項のいずれかに該当すると認めるときを除く。

2 補助金の交付の目的を達成するため、連合協議会は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、別記第5号様式により知事の承

認を受けなければならないこと。

- (3) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (4) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
- (5) 補助事業により取得した財産については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)」に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。
- (6) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。
- (7) 補助事業者は、間接補助金の交付に際しては、間接補助事業者に対して前各号、第7条及び第10条の条件を付さなければならないこと。

(補助金の交付の決定の取消し)

第6条 知事は、連合協議会が別表に掲げる事項のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助事業の変更の申請)

第7条 連合協議会は、補助事業の内容又は経費の配分を変更しようとする場合(そのいずれか低い経費の20パーセント以内の変更を除く。)は、事前に別記第6号様式による高知県薬物乱用防止啓発事業費補助金変更承認申請書を知事に提出して承認を受けなければならない。

(概算払の請求)

第8条 連合協議会は、補助金の概算払を受けようとするときは、別記第7号様式による概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(補助事業の実績報告)

第9条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、別記第8号様式によるものとし、これに次に掲げる書類を添えて、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月30日のいずれか早い日までに、知事に提出しなければならない。

- (1) 別記第9号様式による事業実績報告書
- (2) 別記第10号様式による経費所要額調書
- (3) 別記第11号様式による収支決算書

(証拠書類の保管)

第10条 連合協議会は、補助金と補助金に係る予算及び決算との関係を明らかにした証拠書類を、補助事業の終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

(情報の開示)

第 11 条 補助事業又は連合協議会に関して、高知県情報公開条例（平成 2 年高知県条例第 1 号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第 6 条第 1 項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

(グリーン購入)

第 12 条 連合協議会は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(契約手続)

第 13 条 連合協議会は、補助事業を実施するために契約を締結する場合においては、別表に掲げる事項のいずれかに該当する者を契約の相手方としないこと等暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じた手続を経た上で締結するものとする。

(附則)

- 1 この要綱は、平成 12 年 4 月 3 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 6 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 5 条第 2 項第 4 号から第 6 号まで、第 6 条、第 10 条及び第 11 条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

(附則)

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成 27 年 5 月 13 日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 5 条、第 6 条、第 13 条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成 22 年高知県条例第 36 号。以下「暴排条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第 18 条又は第 19 条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。